

**通所介護事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等に関する
足立区 Q&A （令和2年6月17日時点） Ver.1**

問1 送迎にあたり、送迎車に乗車する前に、本人・家族又は職員が本人の体温を測定することは必須か。

(答)

厚生労働省の事務連絡に基づき、測定をお願いします。

問2 送迎の乗車前に検温を行う場合、通常の送迎よりも多く時間を要することが想定されます。それによって事業所に到着する時間が遅れ、サービスを提供する時間が短くなってしまった場合、当初の所要時間による区分の単位での算定は可能か。

(答)

当初計画に位置付けられた所要時間に応じた所定単位数が算定されるものです。しかし、予め計画通りにサービスが提供できないことが想定されるのであれば、計画の見直しを行ってください。

検温により突発的に、実際の所要時間が計画より短くなってしまった場合は、その旨を記録し、計画通り算定して構いません。しかし、その状態が繰り返し発生しているのであれば、計画の見直しを行ってください。

問3 希望により、利用者の家族等が送迎を行う場合、減算対象になるか。

(答)

減算対象となります。

問4 加算について、計画通りのサービスが提供できれば、感染の疑いがある場合や休校に伴い、一時的に人員基準が満たせない場合、算定は可能か。

(答)

「やむを得ない理由」がある場合に該当すれば算定が可能です。

問5 通所介護計画作成に関して、感染の疑いがある場合や休校に伴い、利用者のお休みが続いた場合は情報を得られないが、把握し得る情報で計画を更新して問題ないか。

(答)

サービス利用時の状況を踏まえたり、ケアマネージャーに相談するなどして情報収集したうえで作成をお願いします。

問 6 問 5 に関して、個別機能訓練加算Ⅰ・Ⅱ、口腔機能訓練加算、運動機能向上加算についての計画書も同様の認識であるか。

(答)

上記加算についても同様です。

問 7 新型コロナウイルスが原因で人員不足が発生した場合、担当者会議は、遠隔での情報照会という形でケアマネージャーと対応することは可能か。

(答)

やむを得ない理由がある場合に該当する場合、電話や FAX 等での照会により対応できるものですが、必ず記録を残してください。

問 8 個別機能訓練加算に関して、利用者の居宅訪問に代わり、利用者の同意を得た上で、本人や家族に遠隔での聞き取りを行うことは認められるか。

(答)

利用者の状況の把握において電話や FAX 等による方法を活用し、その経過や内容を記録しておくことで、居宅訪問を実施した取扱いとします。

問 9 一時的に人員基準を満たさない場合、実務上対応できる人員が確保されているのであれば、運営継続は認められるか。また、休校に伴う欠員についても認められるか。

(答)

新型コロナウイルスが原因の「やむを得ない理由」がある場合に限ります。また、配置基準の 1/2 を下回る状況になれば、困難であると思われるので、担当係へご相談ください。

問 10 やむを得ない欠勤により、一時的に人員基準を満たさない場合、減算対象としないと考えて良いか。

(答)

減算対象としません。

問 11 4 月から算定する加算の届出提出期限が延長するような緩和措置はあるか。

(答)

処遇改善加算・特定処遇改善加算については、新型コロナウイルス感染症への対応により、今年度に限って一部対応が異なります。詳しくは、令和 2 年 4 月 9 日付厚生労働

省事務連絡による「新型コロナウイルスの感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第7報）」及び足立区ホームページをご参照ください。

問 12 新型コロナウイルス対応のため、事業所が自主的に休業する場合、届出が必要か。

（答）

状況の把握が必要なため、介護保険課へ休業届を提出してください。なお、利用者及びケアマネージャーへの説明をお願いします。

※ 休業届は次のページに掲載しています。

- ・ 地域密着型サービス（事業者の方へ）
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業の指定申請・変更等について

問 13 令和2年3月6日付厚生労働省事務連絡による「新型コロナウイルスの感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」の通り、通所介護事業所が訪問サービスを提供することは可能か。

（答）

通知の通りですが、通所事業者が「訪問サービス」を提供できるのは、利用者等の意向を確認し、ケアマネージャーと協議した結果、通所事業者の「訪問サービス」の利用に変更※1となった場合可能となります。

また、訪問サービスを行うことで、通所介護事業所の人員が基準を満たさなくなることが想定されますが、通所事業所でのサービス提供に支障がない人員配置をお願いします。（問9参照）

訪問サービスを実施する場合は、「利用者等の意向確認及びケアマネージャーとの協議の記録（書式自由）」と「各利用者へのサービス提供時間や内容（書式自由）」を記録してください。また、足立区ホームページにある「通所事業所による訪問サービス等の実施の届出書（所定様式 ※2）」をサービス開始後速やかに、郵送またはFAXにて足立区役所介護保険課介護事業者支援係までお送りください。

※1 ここでの「変更」とは「ケアプランの変更」を意味せず、利用者等の意向を確認し、ケアマネージャーとの協議を経たうえでの合意を指します。なお居宅サービス計画の見直し、利用者との同意等については令和2年4月10日付厚生労働省事務連絡による「新型コロナウイルスの感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）」を参照のこと。

※2 所定様式は本Q&Aと同じホームページ上に載っております。

問 14 通所介護のサービス提供時間外に訪問サービスを提供することは可能か。

(答)

できません。

問 15 実施記録以外の記録をとる必要はあるか。

(答)

実施記録の他に、サービス提供に至るまでの経緯を記録してください。

問 16 利用者の計画更新にあたって、訪問サービスで可能な限り計画に基づいたサービスを提供できれば、計画は継続で良いか。

(答)

通所介護のサービスは個別サービス計画（ケアプラン）に沿って行われるため、ケアマネージャーと相談した結果、継続となった場合については問題ありません。

問 17 訪問して 2 時間未満の個別機能訓練の提供をした場合も、所要時間 2 時間以上 3 時間未満の区分で算定して良いか。

(答)

新型コロナウイルスが原因の「やむを得ない事情」であれば、厚生労働省の通知（最新情報 770 号）のとおり、柔軟な対応は可能。

問 18 訪問する回数に制限があるか。

(答)

訪問の回数については、あくまで個別サービス計画（ケアプラン）どおりの利用回数と考えます。従って、個別サービス計画で設定している回数を増やすことはできないと考えます。必要な場合は、ケアマネージャーと調整してください。

問 19 訪問して個別機能訓練加算 I・II の計画に定めたサービスを提供した場合、加算の算定は可能か。また、機能訓練指導員以外の職員がサービスを提供した場合も算定可能か。

(答)

可能です。一時的に人員基準を満たすことができない場合でも利用者の処遇に配慮したうえで算定可能と考えます。

問 20 訪問して口腔の計画に則りサービスを提供した場合、口腔機能向上加算、選択的複数サービス実施加算は算定可能か。

(答)

口腔機能改善計画に則りサービスが提供されていれば、算定可能と考えます。

問 21 訪問して計画に則りサービスを提供した場合、運動機能向上加算は算定可能か。

(答)

個別サービス計画に則ってサービスを提供した場合は算定可能です。

問 22 サービス提供体制強化加算、事業所評価加算、処遇改善加算は、訪問サービスを行った場合でも算定可能か。

(答)

個別サービス計画に則ってサービスを提供した場合は算定可能です。事業所評価加算は基準に該当すれば算定が可能です。

問 23 訪問行為は送迎にあたるか。

(答)

送迎にはあたりません。

問 24 令和 2 年 4 月 7 日付厚生労働省事務連絡による「新型コロナウイルスの感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 6 報）」の通り、通所系サービス事業所が、感染拡大防止の観点から、利用者等の意向を確認した上で行う電話による安否確認について、介護報酬の算定が可能か。

(答)

通知の通りですが、通所事業者が「電話による安否確認」による介護報酬の算定ができるのは、利用者等の意向を確認し、ケアマネージャーと協議した結果、「電話による安否確認」の利用に変更※1 となった場合可能となります。

「電話による安否確認」を実施する場合は、「利用者等の意向確認及びケアマネージャーとの協議の記録（書式自由）」と「各利用者へのサービス提供時間や内容（書式自由）」を記録してください。また、足立区ホームページにある「通所事業所による訪問サービス等の実施の届出書（所定様式※2）」をサービス開始後速やかに、郵送または FAX にて足立区役所介護保険課介護事業者支援係までお送りください。

※1 ここでの「変更」とは「ケアプランの変更」を意味せず、利用者等の意向を確認し、ケアマネージャーとの協議を経たうえでの合意を指します。なお居宅サービス計画の見直し、利用者との同意等については令和 2 年 4 月 1 0 日付厚生労働省事務連絡による「新型コロナウイルスの感染症に係る介護サ

ービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 8 報）」を参照のこと。

※2 所定様式は本 Q&A と同じホームページ上に載っております。

問 25 通所介護計画は現在の計画を継続した計画書で良いか。

(答)

「電話による安否確認」のみのサービスを行う場合は通所介護計画の作成は不要です。

問 26 「電話による安否確認」であっても、ケアプランの内容や目標は変わらないため、通所事業所はケアプランの見直しを要請する必要はないか。

(答)

居宅サービス計画（標準様式第 2,3,5 表）に係るサービス内容の見直しが必要です。

介護保険最新情報 Vol.816「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 8 報）」問 1 を参照してください。

問 27 機能訓練に特化した通所事業所でも食事・入浴の確認は必要か。

(答)

必要。電話で確認する項目については、介護保険最新情報 Vol.809「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 6 報）」問 1, 2 の内容に従ってください。

問 28 ケアプランの利用日に定められた利用日に複数回「電話による安否確認」を行った場合、3 時間以上 4 時間未満の区分で介護報酬を算定して良いか。

(答)

予めケアプランに定められた利用日に「電話による安否確認」を行った場合、1 日 1 回まで、通所の最短の報酬区分（2～3 時間）での介護報酬の算定が可能である（東京都から休業要請が行われなかった場合）。

問 29 「電話による安否確認」を提供する場合、送迎減算するか。

(答)

送迎には当たりません。

通所サービスの報酬には送迎分も内包されているため、減算してください。

問 30 個別機能訓練加算 I 及び II の計画に則り、「電話による安否確認」を提供した場合、当該加算の算定は可能か。

(答)

個別機能訓練加算は、訓練を実施してその取り組みや効果を評価する加算です。「電話による安否確認」により、当該加算を計上できません。

問 31 要介護者の算定単位について、時間減の算定となるか。

(答)

対象者の要介護の算定単位に合わせて、その中で最小の時間帯での算定となります。

問 32 運動機能向上加算の計画に則りサービスを提供した場合、当該加算の算定は可能か。

(答)

運動機能向上加算は、要支援者の重度化防止を目的に個別的实施されるサービスに基づいて算定できる加算です。「電話による安否確認」等による加算の計上はできません。

問 33 新型コロナウイルスの影響により、やむを得ず、一時的に人員が満たせない場合でも、口腔機能向上加算の計画に則りサービスを提供すれば、当該加算の算定は可能か。それとも、従来通り、言語聴覚士等は事業所に配置し、担当介護職員などがサービス提供しなければ算定はできないと考えるべきか。

(答)

口腔機能改善計画に則りサービスが提供されていれば、算定は可能と考えます。

問 34 利用者の「電話による安否確認」提供の同意書の署名について。利用者等に事前説明をした上でサービスを提供し、通所を再開した後に同意書の署名をもらう流れに問題はないか。

(答)

事後に署名をもらう場合、事前に説明を行い、説明日時、方法、相手方、説明内容、同意内容等を別途記録しておくなど、利用者側とトラブルのないように行ってください。

問 35 利用者及び職員の感染リスクを下げるため、指定を受けたサービスの形態を維持しつつ、サービス提供時間が短時間となった場合でも、それぞれのサービスの最も短い時間の報酬区分で算定することは可能か。

(答)

介護保険最新情報 Vol.818「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第9報）」の通りです。

ただし、利用者等へ事前に説明をし、ケアマネジャーとの協議を経たうえでの合意を得た場合に限られます。

問 36 介護保険最新情報 Vol.842「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 12 報）」（以下、第 12 報という）について、この取扱いが適用されるのは、令和 2 年 6 月 1 日からか。

（答）

お見込のとおりです。

問 37 第 12 報に「利用者からの事前の同意が得られた場合」とあるが、口頭で同意を得て、その内容を記録する運用で構わないか。

（答）

利用者等の意向を確認し、ケアマネジャーと協議した上で、同意を得てください。

口頭で同意を得る場合は、説明日時、方法、相手方、説明内容、同意内容等を別途記録しておくなど、利用者側とトラブルのないように行ってください。

トラブルを防ぐために、文書による同意が好ましいです。

問 38 第 12 報について、令和 2 年 6 月中に同意が得られた場合、令和 2 年 6 月 1 日の利用分から本取扱いを適用して良いか。

（答）

お見込のとおりです。ただし、令和 2 年 6 月 1 日の利用分から利用料金が変わることについても、ケアマネジャーと連携の上、事前に利用者等へ説明をしてください。

問 39 第 12 報の算定方法について、算定される回数は、利用者ごとに計算する認識で良いか。

（答）

お見込のとおりです。

問 40 第 12 報の取扱いを適用して延長加算を算定する場合、当該加算の届出は必要か。

（答）

延長加算の届出を行っていない事業所について、通常通り延長加算を算定する場合は届出が必要ですが、第 12 報に基づき延長加算を算定する場合に限っては、届出は不要

です。